

請 願 文 書 表

令和6年9月定例会

受 理 番 号	請願第6-3号
受 理 年 月 日	令和6年8月19日
件 名	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出についての請願書
請 願 者	富岡市 新日本婦人の会 富岡支部 支部長 田村 昭子
紹 介 議 員	田村 浩壽
要 旨	<p>女性差別撤廃条約は、1979年に国連総会で採択され、女性があらゆる分野でいかなる形態の差別も受けない権利と平等の権利を保障しています。法律や制度、規則の中にある差別はもちろん、社会の慣習や慣行における性差別をもなくして事実上の平等実現を求める内容で、現在締約国は189か国、日本は1985年に批准しています。</p> <p>女性差別撤廃条約選択議定書（以下「選択議定書」という。）は、この条約の実効性を高めるために1999年、改めて採択されたもので、「個人通報制度」と「調査制度」の2つの手続を規定しています。「個人通報制度」は、女性差別撤廃条約で保障されている権利を侵害された個人が、国内の救済手続を尽くしても権利回復がなされない場合、国連女性差別撤廃委員会に通報し、救済を求めることができる手続です。「調査制度」は、国連女性差別撤廃委員会が、女性差別撤廃条約に定める権利の、重大又は組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力の下で調査し、国に調査結果を意見・勧告とともに送付する制度です。</p> <p>現在115か国が選択議定書を批准していますが、日本はまだ批准しておらず、日本の女性の権利やジェンダー平等を国際基準に引き上げるためにも、早期批准は急務です。</p> <p>本年、男女平等度を示す「ジェンダー・ギャップ指数」で、日本は146か国中118位であり、男女平等の実現は、いまだ途上にあるといえます。日本においては、国連総会で設立を促す議決がされている国内人権機関が存在せず、大学医学部入試の女性受験生への差別や、政治分野での女性の参加、男女間の賃金格差など、男女差別の是正に向けて、更に改革のスピードを上げることが期待されています。選択議定書の批准は、個人に救済の道を開くだけにとどまらず、司法、立法、行政の場で女性差別撤廃条約を活かして具体的に差別撤廃を進める力になります。</p> <p>日本は、国連女性差別撤廃委員会から、選択議定書の批准を繰り返し勧告されています。第5次男女共同参画基本計画では、「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める。」と明記されています。今年10月には、国連女性差別撤廃委員会による第6回目の日本の条約実施状況の検討が行われる予定で、再び同じ勧告を受けることのないよう、国会で審議し、政府は批准に向けた準備に入るべきです。日本政府に選択議定書の批准を求める意見書を提出した地方議会は、10府県を含め234自治体（県内では前橋市、榛東村）にのぼります。この動きをさらに広げるために、富岡市議会においても国会及び政府に対して女性差別撤廃条約選択議定書を批准し、男女共同参画社会の実現に向けて、国内法制を着実に整備されるよう強く求める意見書を提出するよう切にお願いいたします。</p>
付 託 委 員 会	社会常任委員会